お知らせ

平成 16 年 3 月

1. 成長ホルモン（ＧＨ）測定値について

GH 頂値の補正を以下の式によっておこないます。

Ｙ：成長科学協会での補正値　　Ｘ：キットでの測定値

栄研 IRMA（Ab ビーズ HGH 栄研）	Ｙ＝０．８７Ｘ－０．２５
第一 IRMA（GH キット第一）	Ｙ＝０．６３Ｘ－０．０４
東ソーIEMA（E テスト[TOSOH]II[HGH]）	Ｙ＝１．２１Ｘ－０．１５
日立化成 CLEIA（ヒタザイム CL）	Ｙ＝１．１７Ｘ＋０．５７
ヤトロン CLEIA（イムライズ hGH）	Ｙ＝１．２７Ｘ＋０．１７
ベックマン・コールターCLEIA（アクセス hGH）	Ｙ＝１．２０Ｘ＋０．２２
協和 CLEIA（アレグロライト HGH）	Ｙ＝１．２４Ｘ－０．３０

成長ホルモン補正値に関しては、線形関係式（Linear Structual Equation）により算出されています。成長科学協会での適応判定に際して、この補正式を用います。

なお、平成 16 年 4 月 1 日の判定より上記の新しい補正式を用い、従来の古い補正式は用いません。

上記の補正式は、毎年１回行う検討の都度、変更されます。

成長科学協会では、測定キットにより判定が大きく異なることがない様に補正式を作成してまいりましたが、その一方で、キット間の測定値の差を根本的になくす検討も行ってまいりました。この検討で、リコンビナントＧＨに準拠した標準品を用いて測定すればキット間の測定値の乖離はほとんどなくなることが判明しました。

この結果に基づいてキット販売各社と協議を重ねて参りましたが、今秋ころより各社キットの標準品がリコンビナントＧＨで較正したものに順次切り替えられる見通しとなりました。これによりキット間の差はほとんど解消されるため、リコンビナントＧＨに準拠したキットによって測定した測定値については補正を行いません。しかし、リコンビナントＧＨに準拠したキットによる測定値は従来の補正値のおよそ60％の値となるため、治療適応判定においてはリコンビナントＧＨ準拠キットによる測定値については成長ホルモン分泌刺激試験のカットオフ値を従来の 10ng/ml を 6ng/ml に読み替えて判定いたします。先生方におかれましては、ＧＨ測定値を評価なさる場合、どのメーカーのどの標準によるキットによる測定値かを把握してくださいますようお願いいたします。

なお、厚生労働省間脳下垂体障害調査研究班の「成長ホルモン分泌不全性低身長症　診断の手引き」も、平成１５年度報告書において上記のように改訂されております。

ＧＨ・関連因子検討専門委員会